

西宮市学校給食審議会委員の解嘱の件

西宮市学校給食審議会委員を下記のとおり解嘱にあたり、「教育長に対する事務委任等に関する規則」第 3 条第 2 項の規定により令和元年 9 月 27 日に教育長の臨時代理により決定したので、西宮市教育委員会に報告する。

令和元年 10 月 9 日提出

西宮市教育委員会
教育長 重松 司郎

記

- 1 解嘱理由
源中依子氏の願出により解嘱する。
- 2 解嘱
(1) 解嘱者 源中依子
(2) 解嘱年月日 令和元年 10 月 8 日

(参考 1)

- 提案理由
任期途中で願出があったため、解嘱する。

(参考 2)

- 西宮市附属機関条例
(委員)

- 第 2 条 附属機関の委員の定数は、別表委員総数の上限の欄に掲げる数以内とする。
- 2 委員は、別表構成の欄に掲げる者のうちから当該附属機関の属する執行機関等が委嘱し、又は任命する。
 - 3 委員の任期は、2 年とする。
 - 4 委員は、2 回を限度として再任することができる。ただし、当該附属機関の属する執行機関等においてやむを得ないと認める場合に限り、4 回を限度として再任することができる。
 - 5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。